

鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う造船業構造 転換業務に係る平成22年度の納付金率について

1. 構造転換業務の概要

- ・ 平成8年以降の内航船建造需要の激減に起因して中小造船事業者^{※1}が深刻な経営難に陥る中、平成10年より、中小造船事業における設備処理を実施。
- ・ 当該設備処理は、造船業からの撤退を希望する事業者の設備及び土地を、造船業基盤整備事業協会が買い上げ、買収に要する資金を、同業者撤退により反射的利益を受けることとなる残存する中小造船事業者が応分に負担する仕組み。
- ・ 買収資金は同協会が金融機関より借入れ、残存中小造船事業者が中小造形船^{※2}の受注船価に国土交通大臣が毎年定める納付金率を乗じた金額^{※3}を協会に納付し、これをもって借入金の償還を行っている。当該業務は現在、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が承継。
- ・ 毎年度の納付金率は、法律^{※4}に基づき、国土交通大臣が当該年度における船舶の受注の見通し及び本構造転換業務の実施の見通しを基礎とし、中小造船業における経営の安定に支障を与えないよう配慮して、交通政策審議会の意見を聴いて定めることとされている。

※1 長さ50m以上の船舶の製造をすることができ、かつ、製造することができる最大の船舶の総トン数が1万トン未満である船台又はドックを使用する事業者。

※2 長さ50m以上の船舶であって総トン数5千トン未満のもの。

※3 納付金額の例： 納付金率0.25%、船価6億円の499総トン型貨物船の場合、150万円。

※4 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の附則第11条第9項の規定により、なおその効力を有するものとされる造船業基盤整備事業協会法第33条第3項：「国土交通大臣は、第一項の納付金率を定めようとするときは、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。」

2. 事業の実績及び収支見通し

- ・ 平成10～12年度に2造船所の設備及び土地を買収（買収額約13億円）。借入金利息、管理費等の経費を含め、20年度末までの支出総額は約23億円。
- ・ 収入については、当該設備及び土地の譲渡収入が約3.3億円（平成18年4月に売却完了）、納付金による収入が平成20年末見込みで約9.9億円。
- ・ 納付金収入について、平成20年度から22年度までの3年間で約10億円の収入を見込んでいたが、平成20年秋以降の世界的な景気低迷により、船主の建造意欲が急速に減退したことから受注高が大幅に落ち込み、20年度及び21年度の収入は3.1億円程度に留まる見込み。
- ・ 平成21年度末時点での債務残高見込みは約7億円。

3. 納付金率について

- ・ 納付金の総額負担を軽減するためにも、借入金を可能な限り早期に償還を行うため、納付金率はできる限り高く設定することが望ましい。
- ・ 一方、昨今の厳しい中小造船市場を考えると、現在の納付金率を引き上げることは困難。
- ・ このため、平成22年度以降の納付金率については、収支相償するまでの間、平成21年度と同様に0.25%としたい。